



金 沢 市 公 報

号外第9号の3

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公設花き地方卸売市場) 4
○職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による給料に関する規則 (職 員 課)	1	○金沢市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (衛生指導課) 4
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課)	3	○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 6
○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (中央卸売市場)	4	○金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 18

規 則

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例附則第5条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年条例第64号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成26年改正条例附則第5条第1項の市長が定める職員)

第2条 平成26年改正条例附則第5条第1項の市長が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号。以下「基準規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。)をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間(この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(基準規則第42条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年条例第2号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年条例第37号)第10条の規定による給料の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。)をされたもの
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 専従休職期間(地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第62号)第2条第1項

の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間

オ 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。）第13条に規定する病気休暇又は服務等条例第15条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

カ 地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

キ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

(4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

(5) 切替日以降に再任用職員異動（地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う服務等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員

(6) 切替日以降にその者が属する職務の級が4級又は5級である教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）別表第2の適用を受ける職員をいう。次条第1項第6号において同じ。）

(7) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）（平成26年改正条例附則第5条第2項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定管理職員（平成26年改正条例附則第5条第1項に規定する特定管理職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定管理職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定管理職員となった場合にあっては、特定管理職員となった日。次項及び次条第1項において同じ。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第7号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第7号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第7号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第2条の規定による改正前の給与条例（次号において「改正前の給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、服務等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員でその者が属する職務の級が4級又は5級である場合（その者が属する職務の級が4級である場合であって、第2号に掲げるときを除く。）切替日の前日において受けていた給料月額及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）第3条第1項に規定する教職調整額の合計額

(7) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定管理職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第5条第2項の規定による給料として支給する。

（平成26年改正条例附則第5条第3項の規定による給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、国家公務員、給料表の適用を受けない地方公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他市長の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあつては、市長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定管理職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、同条第3項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第5条第2項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第5条 平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

（金沢市社会福祉事務所処務規則の一部改正）

第1条 金沢市社会福祉事務所処務規則（昭和30年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「こども福祉課」を「こども政策推進課」に、「保健局健康総務課」を「保健局健康政策課」に改める。

（金沢市職員被服貸与規則の一部改正）

第2条 金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

介護保険課	防寒衣	1	常時庁外で保険料の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
長寿福祉課	作業服(上、下)	1	住宅改修担当者に限る。

を

介護保険課	防寒衣	1	常時庁外で保険料の徴収事務に従事する者に限る。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	作業服(上、下)	1	住宅改修担当者に限る。

に、

「健康総務課」を「健康政策課」に改める。

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「総務局職員課」を「総務局人事課」に改める。

(金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市職員退職給与金条例施行規則(昭和34年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「総務局職員課」を「総務局人事課」に改める。

(金沢市職員安全衛生委員会規則の一部改正)

第5条 金沢市職員安全衛生委員会規則(昭和50年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「総務局職員課」を「総務局人事課」に改める。

(金沢市公印規則の一部改正)

第6条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表力の表職員研修所長印の項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成27年条例第15号)の施行期日は、平成27年4月1日とする。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)の施行期日は、平成27年4月1日とする。

金沢市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(趣旨)

第1条 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（管理者の兼務の許可等）

第2条 法第7条第3項ただし書（法第17条第4項において準用する場合（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の薬局製造販売医薬品の製造業に係る部分に限る。）を含む。）、第28条第3項ただし書又は第39条の2第2項ただし書の許可を受けようとする者は、管理者兼務許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、同項の許可に係る実務に従事しなくなったときは、速やかに管理者兼務廃止届（様式第2号）に当該許可を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（管理医療機器の販売業又は貸与業の届出済証の交付）

第3条 法第39条の3第1項の規定による届出を行った者で、当該届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者は、管理医療機器販売業又は貸与業届出済証交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

管理者兼務許可申請書

主たる管理先	業務の種別	
	所在地	
	名称	
兼ねようとする薬事業務の内容		
従 事 先	所在地	
	名称	
摘 要		

上記のとおり兼務の許可を申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

㊞

（申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

（宛先）金沢市長

様式第2号(第2条関係)

管理者兼務廃止届

従 事 先	所 在 地	
	名 称	
	内 容	

上記の施設で兼務していた薬事業務に従事しなくなったので、届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

(宛先) 金沢市長

様式第3号(第3条関係)

管理医療機器販売業又は貸与業届出済証交付申請書

営業所の名称	
営業所の所在地	
備 考	

上記のとおり医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けたいので申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

(宛先) 金沢市長

備考 申請者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第10号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

局 等	課 等	係
市長公室	秘書課 広報広聴課 情報政策課	秘書係 広報企画係 市政情報係 庁内システム係 住民システム係

	ICT推進室 国際交流課 交流戦略推進室 東京事務所	国際交流係
都市政策局	企画調整課 交流拠点都市推進室 調査統計室	企画係 政策推進係 総合調整係
交通政策部	交通政策課 歩ける環境推進課	交通政策係 歩ける環境推進係
歴史文化部 歴史都市推進室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室 町家保全活用室	文化発信係 文化振興係 文化財保護係 企画庶務係 保存整備係
総務局	総務課 庁舎等周辺整備室 庁舎警備室 文書法制課 人事課 監理課 検査員室 行政経営課 公共施設マネジメント推進室 財政課 税務課 収納推進室 資産税課 市民税課	総務係 財産管理係 文書法制係 給与係 任用係 福利厚生係 工事契約係 物品契約係 役務契約係 行政経営係 財政係 庶務係 収入管理係 諸税係 納税奨励係 納税第1係 納税第2係 納税第3係 庶務係 土地第1係 土地第2係 家屋第1係 家屋第2係 償却資産係 庶務係 個人課税第1係 個人課税第2係 個人課税第3係 個人課税第4係 個人課税第5係 法人課税係
経済局	商業振興課 まちなかビジネス振興室 ものづくり産業支援課 労働政策課	金融係 商業係 ものづくり産業支援係 労働政策係
営業戦略部 金沢営業戦略室	クラフト政策推進課 企業立地課 観光交流課 プロモーション推進課	クラフト政策推進係 企業立地係 観光交流係 プロモーション推進係
農林局	農業振興課 農業センター 農業基盤整備課 森林再生課	企画庶務係 振興係 地産地消係 技術指導係 試験研究係 地籍係 土地改良係 庶務係 林業振興係 森づくり係
卸売市場	中央卸売市場事務局 公設花き地方卸売市場事務	庶務係 施設管理係 業務係

	局	
市民局	市民協働推進課 金沢学生のまち市民交流館 近江町交流プラザ 人権女性政策推進課 女性相談支援室 女性センター 近江町消費生活センター 市民課 生活衛生室 市民スポーツ課 金沢マラソン推進課	市民協働推進係 人権女性政策推進係 庶務係 受付第1係 受付第2係 受付第3係 作成係 記録係 国民年金係 市民スポーツ係 金沢マラソン推進係
福祉局	福祉総務課 生活支援課 介護保険課 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 こども政策推進課 城北児童会館 こども総合相談センター 児童相談所 障害福祉課 福祉指導監査課	企画庶務係 家庭福祉係 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 企画庶務係 納入係 認定係 給付係 長寿福祉係 企画庶務係 利用支援係 施設係 育成係 庶務係 発達相談係 相談第1係 相談第2係 心理判定係 一時保護係 企画庶務係 自立支援係 福祉指導監査係
保健局	健康政策課 在宅医療支援室 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 医療保険課	企画庶務係 健康推進係 医療助成係 庶務係 福祉健康第1係 福祉健康第2係 福祉健康第3係 庶務係 資格係 給付係 収納対策係 納入第1係 納入第2係
保健所		
環境局	環境政策課 温暖化対策室 戸室新保埋立場 埋立場建設事務所 リサイクル推進課 ごみ減量化推進室 西部管理センター 東部管理センター 施設管理課 西部環境エネルギーセンター 東部環境エネルギーセンター 西部衛生センター	企画庶務係 自然保護係 庶務係 分別指導係 計画管理係 西部維持管理係 東部維持管理係

	環境指導課	審査係 規制指導係
都市整備局	都市計画課 設計技術管理室 景観政策課 緑と花の課 市街地再生課	企画庶務係 計画係 都市拠点整備係 屋外広告物係 景観係 管理係 緑化推進係 施設係 庶務係 都心再生係 市街地整備係
	定住促進部 住宅政策課 まちなか住宅再生室 市営住宅課 建築指導課 建物安全対策室 違反建築対策室	住宅政策係 企画庶務係 住宅管理係 住宅整備係 指導係 宅地係 審査第1係 審査第2係
土木局	道路建設課 無電柱化推進室 がけ地対策室 道路管理課 生活道路室 道路等管理事務所 内水整備課 営繕課	企画庶務係 用地係 道路係 街路係 庶務係 管理係 占用係 整備係 維持修繕係 企画庶務係 管理係 改良係 雨水施設係 施設保全係 建築第1係 建築第2係 設備係 土木係
	危機管理監	危機管理課 危機管理係

第2条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第3条第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

第4条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「秘書グループ」を「秘書係」に、「広報グループ」を「広報企画係」に、「他グループ」を「他係」に、「広聴グループ」を「市政情報係」に、

	2 市民相談に関する事項 3 情報公開及び個人情報保護に関する事項	を
--	--------------------------------------	---

	2 市政情報の提供に関する事項 3 市民相談に関する事項 4 情報公開及び個人情報保護に関する事項	に、
--	---	----

「庁内システムグループ」を「庁内システム係」に、「住民システムグループ」を「住民システム係」に、「国際交流グループ」を「国際交流係」に改める。

第5条第1項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「企画グループ」を「企画係」に、「他グループ」を「他係」に、「政策推進グループ」を「政策推進係」に、「総合調整グループ」を「総合調整係」に改め、同条第2項の表中「部・課・グループ」を「部・課・係」に、「交通政策グループ」を「交通政策係」に、「歩ける環境推進グループ」を「歩ける環境推進係」に改め、同条第3項の表中「部等・課等・グループ」を「部等・課等・係」に、「文化発信グループ」を「文化発信係」に、「他グループ」を「他係」に、「文化振興グループ」を「文化振興係」に、「文化財保護グループ」を「文化財保護係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「保存整備グループ」を「保存整備係」に改める。

第6条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「総務グループ」を「総務係」に、

	7 公立大学法人評価委員会に関する事項 8 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項	
--	---	--

	9 市長会に関する事項 10 課の庶務に関する事項 11 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 12 他局に属しない事項	を
--	--	---

	7 総合教育会議に関する事項 8 公立大学法人評価委員会に関する事項 9 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項 10 市長会に関する事項 11 課の庶務に関する事項 12 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 13 他局に属しない事項	に、
--	---	----

「財産管理グループ」を「財産管理係」に、

	4 金沢市土地開発公社に関する事項	を
庁舎警備室	1 本庁舎内の警備に関する事項	

	4 金沢市土地開発公社に関する事項	に、
庁舎等周辺整備室	1 本庁舎周辺施設の整備再編に関する事項	
庁舎警備室	1 本庁舎内の警備に関する事項	

「文書法制グループ」を「文書法制係」に、「職員課」を「人事課」に、「給与グループ」を「給与係」に、「4 他グループ」を「4 他係」に、「任用グループ」を「任用係」に、「福利厚生グループ」を「福利厚生係」に、「工事契約グループ」を「工事契約係」に、「物品契約グループ」を「物品契約係」に、「役務契約グループ」を「役務契約係」に、「行政経営グループ」を「行政経営係」に、

	7 民間活力の導入検討に関する事項	を
--	-------------------	---

	7 民間活力の導入検討に関する事項	に、
公共施設マネジメント推進室	1 公共施設等のマネジメントの推進に係る計画及び連絡調整に関する事項	

「財政グループ」を「財政係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「税務事務で他課及び他グループ」を「税務事務で他課及び他係」に、「収入管理グループ」を「収入管理係」に、「諸税グループ」を「諸税係」に、「納税奨励グループ」を「納税奨励係」に、「納税第1グループ」を「納税第1係」に、「納税第2グループ」を「納税第2係」に、「納税第3グループ」を「納税第3係」に、「庶務管理グループ」を「庶務係」に、「5 他グループ」を「5 他係」に、「土地第1グループ」を「土地第1係」に、「土地第2グループ」を「土地第2係」に、「家屋第1グループ」を「家屋第1係」に、「家屋第2グループ」を「家屋第2係」に、「償却資産グループ」を「償却資産係」に、「(他グループ)」を「(他係)」に、「3 他グループ」を「3 他係」に、「個人課税第1グループ」を「個人課税第1係」に、「個人課税第2グループ」を「個人課税第2係」に、「個人課税第3グループ」を「個人課税第3係」に、「個人課税第4グループ」を「個人課税第4係」に、「個人課税第5グループ」を「個人課税第5係」に、「法人課税グループ」を「法人課税係」に改める。

第7条第1項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「金融グループ」を「金融係」に、

	3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	を
--	---	---

		<ol style="list-style-type: none"> 3 食文化の継承及び振興に関する事項 4 金沢港の振興に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 	に、
--	--	--	----

「商業グループ」を「商業係」に、「ものづくり産業支援グループ」を「ものづくり産業支援係」に、「労働政策グループ」を「労働政策係」に改め、同条第2項の表中「部等・課・グループ」を「部等・課・係」に、「クラフト政策推進グループ」を「クラフト政策推進係」に、「企業立地グループ」を「企業立地係」に、「観光交流グループ」を「観光交流係」に、

		<ol style="list-style-type: none"> 3 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 4 都市間交流に関する事項（北陸新幹線の開業に係るものを除く。） 5 国際コンベンション都市の推進に関する事項 	を
プロモーション推進課	プロモーション推進グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 北陸新幹線の開業に向けたシティプロモーション等に関する事項 2 都市間交流に関する事項（北陸新幹線の開業に係るものに限る。） 	

		<ol style="list-style-type: none"> 3 観光宣伝に関する事項 4 国内及び海外の誘客の促進に関する事項 5 都市間交流に関する事項（北陸新幹線沿線都市に係るものを除く。） 6 国際コンベンション都市の推進に関する事項 	に
プロモーション推進課	プロモーション推進グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 誘客の促進に向けたシティプロモーション等に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） 2 都市間交流に関する事項（北陸新幹線沿線都市に係るものに限る。） 	

改める。

第8条第1項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、

農業振興課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産及び水産行政の企画及び調整に関する事項 2 市営競馬事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 	を
	振興グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業の振興に関する事項 2 農山村の活性化に関する事項 3 金沢湯涌みどりの里に関する事項 	
	地産地消グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜水産物の流通促進に関する事項 2 畜産業及び水産業の振興に関する事項 3 食肉流通センターに関する事項 	

農業振興課	企画庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産及び水産行政の企画及び調整に関する事項 2 金沢湯涌みどりの里に関する事項 3 食肉流通センターに関する事項 4 畜産業の振興に関する事項 5 市営競馬事業に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項 	に、
	振興係	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業の振興に関する事項 	

		2 農山村の活性化に関する事項
	地産地消係	1 農水産物の流通促進に関する事項 2 水産業の振興に関する事項

「技術指導グループ」を「技術指導係」に、「2 他グループ」を「2 他係」に、「試験研究グループ」を「試験研究係」に、「地籍グループ」を「地籍係」に、「3 他グループ」を「3 他係」に、「土地改良グループ」を「土地改良係」に、

「	森林再生課	庶務グループ	1 市営造林の経営及び分収造林契約に関する事項	」を
---	-------	--------	-------------------------	----

「	森林再生課	庶務係	1 市営造林の経営及び分収造林契約に関する事項	」に、
---	-------	-----	-------------------------	-----

「林業振興グループ」を「林業振興係」に、「森づくりグループ」を「森づくり係」に改め、同条第2項の表中「部等・課等・グループ」を「部等・課等・係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「管理グループ」を「施設管理係」に、「業務グループ」を「業務係」に改める。

第9条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「市民協働推進グループ」を「市民協働推進係」に、「人権女性政策推進グループ」を「人権女性政策推進係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「受付第1グループ」を「受付第1係」に、「受付第2グループ」を「受付第2係」に、「受付第3グループ」を「受付第3係」に、「作成グループ」を「作成係」に、「審査グループ」を「記録係」に、「国民年金グループ」を「国民年金係」に、「市民スポーツグループ」を「市民スポーツ係」に、「金沢マラソン推進グループ」を「金沢マラソン推進係」に改める。

第10条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「及び他グループ」を「及び他係」に、「家庭福祉グループ」を「家庭福祉係」に、

生活支援課	保護第1グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	を
	保護第2グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項	
	保護第3グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金に関する事項 3 外地引揚者の援護に関する事項	
	保護第4グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 金沢市援護規則の規定に関する事項	

生活支援課	保護第1係	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	保護第2係	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。）

		2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項	に、
保護第3係		1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金に関する事項 4 外地引揚者の援護に関する事項	
保護第4係		1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 生活困窮者の自立支援に関する事項（課長が定める事業に係るものに限る。） 3 金沢市援護規則の規定に関する事項	
		4 他グループに属しない事項	を
納入グループ		1 介護保険被保険者の資格に関する事項	
		4 他係に属しない事項	に、
納入係		1 介護保険被保険者の資格に関する事項	

「認定グループ」を「認定係」に、「給付グループ」を「給付係」に、

長寿福祉課	施設グループ	2 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 3 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。） 4 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項 5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 6 福祉作業センター等高齢者の生きがいにに関する事項 7 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 8 公益財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。） 9 課の庶務に関する事項 10 他グループに属しない事項	を
	福祉サービスグループ	1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3 長寿お祝い金に関する事項	
こども福祉課	保育第1グループ	1 市立保育所に関する事項 2 保育職員の研修の企画に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	
	保育第2グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（保育所に係るものに限る。）に関する事項 2 私立幼稚園に関する事項 3 私立保育所に関する事項	

		4 認可外保育施設に関する事項
	児童育成グループ	1 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（保育所に係るものを除く。）に関する事項 3 児童館に関する事項 4 児童クラブに関する事項 5 少子化対策の推進に関する事項
	子育て支援制度準備室	1 子ども・子育て支援新制度への移行準備に関する事項
		2 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 4 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 5 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。） 6 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項
長寿福祉課	長寿福祉係	1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩いの家に関する事項 4 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 5 高齢者の生きがいに関する事項 6 長寿お祝い金等の支給に関する事項 7 公益財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。）
	地域包括ケア推進室	1 地域包括ケアの推進に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3 高齢者虐待防止に関する事項
こども政策推進課	企画庶務係	1 児童福祉及び就学前の子どもの教育・保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 市立保育所に関する事項 3 保育職員の研修の企画に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	利用支援係	1 教育・保育給付に関する事項 2 教育・保育施設の利用調整に関する事項 3 教育・保育施設の利用者負担に関する事項
	施設係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（教育・保育施設に係るものに限る。）に関する事項 2 教育・保育施設に関する事項（利用支援係が所管する事項を除く。） 3 地域型保育事業に関する事項 4 認可外の保育事業に関する事項
	育成係	1 少子化対策の推進に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（教育・保育施設に係るものを除く。）に関する事項 3 児童館に関する事項 4 放課後児童クラブに関する事項

に、

こども総合相談センター	庶務グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	を
		2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。）	
		3 こども総合相談センターの庶務に関する事項	
		4 他グループに属しない事項	

こども総合相談センター	庶務係	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	に、
		2 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。）	
		3 こども総合相談センターの庶務に関する事項	
		4 他係に属しない事項	

「発達相談グループ」を「発達相談係」に、「相談第1グループ」を「相談第1係」に、「相談第2グループ」を「相談第2係」に、「心理判定グループ」を「心理判定係」に、「一時保護グループ」を「一時保護係」に、「7 他グループ」を「7 他係」に、「自立支援グループ」を「自立支援係」に、「福祉指導監査グループ」を「福祉指導監査係」に改める。

第11条第1項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、

健康総務課	庶務グループ	1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項	を
		2 簡易水道に関する事項	
		3 課の庶務に関する事項	
4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項			
保健グループ	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項	を	
	2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項		
	3 生活習慣病の予防に関する事項		
	4 健康増進事業の実施に関する事項		
	5 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項		
	6 救急医療に関する事項		
	7 金沢健康プラザ大手町に関する事項		
	8 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項		
医療助成グループ	1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項		

健康政策課	企画庶務係	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項	に、	
		2 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項		
		3 簡易水道に関する事項		
		4 課の庶務に関する事項		
		5 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項		
	健康推進係	1 公衆衛生の普及及び向上に関する事項		に、
		2 生活習慣病の予防に関する事項		
		3 健康増進事業の実施に関する事項		
		4 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項		
		5 金沢健康プラザ大手町に関する事項		
	医療助成係	1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項		
		2 在宅医療支援室		
在宅医療支援室	1 居宅等における医療の計画に関する事項	に、		
	2 救急医療に関する事項			
	3 歯科口腔保健の推進に関する事項			
	4 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項			

「窓口グループ」を「庶務係」に、「（健康総務課）」を「（健康政策課）」に、

		4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項	
	健康増進グループ	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項（母子健康グループが所管する事項を除く。） 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項（母子健康グループが所管する事項を除く。） 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項	を
	母子健康グループ	1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 こども広場に関する事項	
	こころの健康グループ	1 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 2 お年寄り福祉支援センターに関する事項	

		4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 5 福祉健康センターの庶務に関する事項	
	福祉健康第1係	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項	
	福祉健康第2係	2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項	
	福祉健康第3係	3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 7 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 8 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 9 乳幼児の集団健康診査に関する事項 10 母子健康手帳の交付に関する事項 11 こども広場に関する事項 12 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 13 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） （各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。）	に、

医療保険課	庶務グループ	1 国民健康保険運営協議会に関する事項	を
-------	--------	---------------------	---

医療保険課	庶務係	1 国民健康保険運営協議会に関する事項	に、
-------	-----	---------------------	----

「4 他グループ」を「4 他係」に、「資格グループ」を「資格係」に、「給付グループ」を「給付係」に、「収納対策グループ」を「収納対策係」に、「納入第1グループ」を「納入第1係」に、「納入第2グループ」を「納入第2係」に改める。

第12条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「自然保護グループ」を「自然保護係」に、

「**庶務グループ**」を「**庶務係**」に、「分別指導グループ」を「分別指導係」に、

「

		2 臨時のごみの収集に関する事項
--	--	------------------

」を

「

		2 臨時のごみの収集に関する事項
		3 不法投棄された廃棄物等の回収に関する事項

」に、

「**管理グループ**」を「**計画管理係**」に、「西部環境エネルギーセンター管理グループ」を「西部維持管理係」に、「東部環境エネルギーセンター管理グループ」を「東部維持管理係」に、「審査グループ」を「審査係」に、「規制指導グループ」を「規制指導係」に改める。

第13条第1項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、

「

都市計画課	庶務グループ	1 都市計画事業の企画及び調整に関する事項
-------	--------	-----------------------

」を

「

都市計画課	企画庶務係	1 都市計画事業の企画及び調整に関する事項
-------	-------	-----------------------

」に、

「他グループ」を「他係」に、「計画グループ」を「計画係」に、

「

	都市拠点整備グループ	1 中心市街地の都市機能向上の企画立案に関する事項
		2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項

」を

「

	都市拠点整備係	1 都市の集約化に関する計画立案及びその具現化のための総合調整に関する事項
		2 森本駅及び東金沢駅の周辺整備に関する事項

」に、

「屋外広告物グループ」を「屋外広告物係」に、「景観グループ」を「景観係」に、「管理グループ」を「管理係」に、「緑化推進グループ」を「緑化推進係」に、「施設グループ」を「施設係」に、

「

市街地再生課	庶務グループ	1 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項
--------	--------	--------------------------

」を

「

市街地再生課	庶務係	1 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場に関する事項
--------	-----	--------------------------

」に、

「都心再生グループ」を「都心再生係」に、「市街地整備グループ」を「市街地整備係」に改め、同条第2項の表中「部・課等・グループ」を「部・課等・係」に、「住宅政策グループ」を「住宅政策係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「住宅管理グループ」を「住宅管理係」に、「住宅整備グループ」を「住宅整備係」に、「指導グループ」を「指導係」に、「宅地グループ」を「宅地係」に、「審査第1グループ」を「審査第1係」に、「審査第2グループ」を「審査第2係」に、「各グループ」を「各係」に、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合の設立認可等及び建替えの勧告」を「認可等」に改める。

第14条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課等・係」に、

「

道路建設課	庶務グループ	1 道路事業の企画及び調整に関する事項
-------	--------	---------------------

」を

「

道路建設課	企画庶務係	1 道路事業の企画及び調整に関する事項
-------	-------	---------------------

」に、

「他グループ」を「他係」に、「用地グループ」を「用地係」に、「道路グループ」を「道路係」に、「街路グループ」

を「街路係」に、

道路管理課	庶務グループ	1 駅前広場及び地下道の管理に関する事項	を
-------	--------	----------------------	---

道路管理課	庶務係	1 駅前広場及び地下道の管理に関する事項	に、
-------	-----	----------------------	----

「管理グループ」を「管理係」に、

路政グループ	1 道路及び橋りょうの管理に関する事項 2 道路の除雪に関する事項	を
整備グループ	1 道路における歩道ネットワークの企画立案及び調整並びに整備推進に関する事項 2 交通安全施設の整備に関する事項	

占用係	1 道路の占用許可に関する事項 2 道路台帳に関する事項 3 道路の除雪に関する事項	に、
整備係	1 道路における歩道ネットワークの整備に関する事項 2 交通安全施設の整備に関する事項 3 橋りょうの管理に関する事項	

「維持修繕グループ」を「維持修繕係」に、「道路及び橋りょうの維持修繕」を「道路の維持修繕」に、

道路等管理事務所	1 道路、公園、街路樹等の維持管理に関する直営工事（以下「直営工事」という。）の作業の連絡調整に関する事項 2 直営工事の施行に関する事項 3 工事用資材及び器具の出納及び保管に関する事項 4 車両の保全及び管理に関する事項 5 直営作業による道路除雪に関する事項 6 直営工事の作業計画及び実施並びにその報告に関する事項 7 水防作業に関する事項	を
----------	--	---

内水整備課	庶務グループ	1 内水防災事業の企画及び調整に関する事項	
-------	--------	-----------------------	--

道路等管理事務所	1 道路等の維持管理の直営工事に関する事項 2 工事用資材及び器具の出納及び保管に関する事項 3 車両の保全及び管理に関する事項 4 道路除雪の直営作業に関する事項 5 水防作業に関する事項	に、
----------	---	----

内水整備課	企画庶務係	1 内水防災事業の企画及び調整に関する事項	
-------	-------	-----------------------	--

「改良グループ」を「改良係」に、「内水グループ」を「雨水施設係」に、「施設保全グループ」を「施設保全係」に、「建築第1グループ」を「建築第1係」に、「建築第2グループ」を「建築第2係」に、「設備グループ」を「設備係」に、「土木グループ」を「土木係」に改める。

第15条の見出し中「各課等」を「課」に改め、同条中「各課等」を「課」に、「グループの」を「係の」に改め、同条の表中「課等・グループ」を「課・係」に、「危機管理グループ」を「危機管理係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則（昭和55年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「グループを」を「係を」に改め、同項の表中「グループ」を「係」に、「出納グループ 審査グループ」を「出納係 審査係」に改め、同条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第3条第3項中「グループ長」を「係長」に改める。

第4条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「グループ」を「係」に、「出納グループ」を「出納係」に、「他グループ」を「他係」に、「審査グループ」を「審査係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年(2015年)3月31日 印刷
平成27年(2015年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄